

## 越坂綾菜後援会規約

### ◇第1条（名 称）

本会は越坂綾菜後援会と称し、代表は塩谷洋平と称する。

### ◇第2条（事務所）

本会の主たる事務所は富山県富山市坂本 1946 番地 1 に置く。

### ◇第3条（目 的）

本会は冬季五輪出場を目指す越坂綾菜氏のアスリート活動を物心両面から支援することと共に、会員相互の親睦を図ることを目的とする。

### ◇第4条（事 業）

本会の目的を達成するために、次の諸活動を行う。

1. 選手活動に対する物心両面にわたる支援
2. 選手活動の広報、宣伝活動
3. 選手活動を支援する為の寄附金及び会費の募集活動
4. 会員相互の親睦を図る活動
5. その他本会の目的を達成する為に必要な活動

### ◇第5条（会 員）

本会の会員は、会の目的に賛同する個人、法人及び団体をもって構成する。

### ◇第6条（役 員）

本会は次の役員を置く。

会長、副会長、会計監査、幹事

### ◇第7条（経 費）

本会の経費は会費、寄附金、その他の収入をもって充てる。

### ◇第8条（入会及び脱会）

1. 会員になろうとする者は、所定の申込手続きと会費を納入することで会員になることができる。
2. 会費は年会費とし、後援会会計年度として月割はしない。
3. 会費の納入期日は該当年度の3月末日とする。
4. 会員資格の継続は、支払期日以内に年会費を納めることにより、年度会員継続と認

- められ、翌年も同じ方法をとる。
5. 会員は本人の申し出により脱会することができる。
  6. 納入された会費はいかなる場合も返還は行わない。
  7. 会員が本規約に違反し、または本会の名誉を棄損する行為をした場合は、役員会の決議により除名されることがある。

#### ◇第9条（会 費）

本会の会員種別と年会費は次の2種類とする。

個人会員 5,000 円（1口）

法人・団体会員 30,000 円（1口）

会員を希望する個人または法人・団体は入会申請書に必要事項を記入の上、会費を納入する。

#### ◇第10条（寄 付）

1. 本会は会費とは別に寄付金を随時受け付けるものとする。
2. 本会は主に海外遠征を目的とした寄付を募る場合もある。
3. 寄付金は本会の目的と活動に賛同する個人、法人及び団体から受け取る。
4. 寄付金は個人一口1,000円、法人及び団体一口5,000円とする。
5. 納入された寄付金は如何なる場合においても返還は行わない。

#### ◇第11条（会計年度）

本会の会計年度は、毎年4月1日から3月31日までとする。

#### ◇第10条（その他）

1. この会則に定めるもののほか、必要な事項は会長が役員会に諮って別に定める。
2. この会則は役員会において出席者の3分の2以上の承認があれば変更できる。

#### 附則

本規約は2019年1月1日より実施する。

## 設立発起人及び設立当初役員

会 長：塩谷 洋平 様（塩谷建設株式会社代表取締役社長）

副会長：吉本 裕子 様（吉本レディースクリニック院長）

副会長：高橋 幸治 様（ゆめたか接骨院 総院長）

会計監査：高堂 孝一 様（株式会社富山グラウジーズ代表取締役専務）

事務局：小川 耕平 （特定非営利活動法人笑顔スポーツ学園）